

○長柄町放課後児童健全育成実施要綱

平成17年3月14日

告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業（以下「育成事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の育成事業を実施するため、次のとおり、学童クラブ（以下「クラブ」という。）を設置する。

長柄町学童クラブ	名称	位置
	長柄第一学童クラブ	長柄町山根1619
	長柄第二学童クラブ	長柄町桜谷690

(事業内容)

第3条 育成事業は、クラブにおいて次に掲げる活動を行う事業をいう。

- (1) 児童の安全確保に関すること。
- (2) 児童の遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上に関すること。
- (3) その他児童の健全育成に関すること。

(支援員)

第4条 育成事業を実施するため、クラブに支援員を配置する。

(対象児童)

第5条 育成事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、町内の小学校に就学している児童であって、かつ、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものとする。
2 前項に規定するもののほか、町長が特別の事由により適当と認めた児童についても、対象児童とすることができる。

(実施期間)

第6条 育成事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(休業日)

第7条 育成事業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- (3) 8月13日から8月15日まで
- (4) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (5) その他町長が指定する日

(開設時間)

第8条 クラブの開設時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで、午後2時（当該日が長柄町立小学校及び中学校管理規則（平成7年教育委員会規則第1号）第19条の2に規定する日（以下「長期休業日等」という。）又は学校行事等による振替休業日である場合にあっては午前7時とし、短縮授業日である場合にあっては午前11時30分とする。）から午後7時まで
- (2) 土曜日 午前7時から午後7時まで

2 町長は、特に必要があると認めるときは、前項の開設時間を変更することができる。

(利用の申込み)

第9条 育成事業を利用しようとする対象児童の保護者は、長柄町放課後児童健全育成事業利用申込書（様式第1号）に、必要な書類を添付して、町長に申し込まなければならない。

(利用の承認等)

第10条 町長は、前条の規定による申し込みがあったときは、利用の承認又は不承認を決定するとともに、その旨を長柄町放課後児童健全育成事業利用承認（不承認）通知書（様式第2号）により当該保護者に通知するものとする。

2 前項の規定により承認する場合において、利用の開始は、月の初日からとする。

3 町長は、第1項の承認に当たってやむを得ないと認める場合には、前項の規定にかかわらず必要な範囲において、利用の開始日の指定その他の条件を付することができる。

(変更の届出)

第11条 前条の規定による利用の承認を受けた保護者は、次の各号の一に該当することとなったときは、速やかに、その旨を長柄町放課後児童健全育成事業利用変更届（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

- (1) 申込書の記載事項に変更があったとき。
- (2) 育成事業の利用を取りやめるとき。
- (3) 月の初日から末日までのすべての日にわたって、育成事業の利用をしないとき。

(利用承認の取消し等)

第12条 町長は、次の各号の一に該当するときは、利用の承認を取消し、又は利用を一時停止させることができる。

- (1) 保護者が次条の利用料を滞納したとき。
- (2) 育成事業の利用に係る児童が対象児童でなくなったとき。
- (3) その他町長が育成事業の運営上必要であると認めたとき。

2 前項の規定により利用を取消し、又は利用を一時停止させる場合には、長柄町放課後児童健全育成事業利用取消（停止）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（利用料）

第13条 保護者は、別表第1に定める利用料を納付しなければならない。ただし、長期休業日等のみ利用する児童にあつては、別表第2のとおりとする。

2 月の途中において育成事業の利用を開始し、又は利用しない日があつた場合にあつても、当該月の利用料はその全額を納付しなければならない。ただし、第10条第3項に定める月の途中において育成事業の利用を開始した場合、又は月の途中において利用を取りやめた場合における当該月に納付すべき利用料は、日割によって計算した額とする。

3 利用料は、当該月分を翌月の26日までに納付しなければならない。ただし、その日が第7条第1号若しくは第2号に該当する日又は土曜日に当たるときは、これらの翌日をもって納期限とみなす。

（不徴収）

第14条 保護者から第11条第3号の事由による届出があつたときは、当該月の利用料は徴収しない。

（減額又は免除）

第15条 町長は、特別の事由があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

（減額又は免除の申請）

第16条 前条の規定による利用料の減額又は免除を受けようとする保護者は、長柄町放課後児童育成事業利用料減額・免除申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（減額又は免除の決定）

第17条 町長は、前条の申請書を受理したときは、利用料の減額又は免除の可否を決定し、その旨を長柄町放課後児童健全育成事業利用料減額・免除決定通知書（様式第6号）により当該保護者に通知するものとする。

（減額又は免除の理由の変更等の届出）

第18条 第15条の規定による利用料の減額又は免除を受けている保護者は、当該減額又は免除の期間内において、その申請理由が変更し、又は消滅したときは、速やかに長柄町放

課後児童健全育成事業利用料減額・免除理由変更・消滅届（様式第7号）により町長に届け出なければならない。

（減額又は免除の取消し）

第19条 町長は、減額又は免除を受けている保護者が次の各号の一に該当するときは、当該減額又は免除を取り消すものとする。

(1) 申請に虚偽の事項を記載する等、不正な行為によって減額又は免除を受けていることが判明したとき。

(2) 減額又は免除の理由が消滅したにもかかわらず、前条に規定する変更等の届書を提出しないとき。

2 前項第1号の規定に該当することにより減額又は免除を取り消された保護者は、当該減額又は免除の決定があった日に、同項第2号の規定に該当することにより減額又は免除を取り消された保護者は、当該減額又は免除の理由が消滅した日にさかのぼって、所定の利用料を納付しなければならない。

（利用料の還付）

第20条 既納の利用料は還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

（その他の費用負担）

第21条 保護者は、特別の行事に要する費用に相当する額を、実費の範囲内において負担するものとする。

（委託）

第22条 町長は、育成事業の運営について委託することができる。

（委任）

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日告示第9号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第14号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第15号）

この告示は、平成31年4月1日に施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第6号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第8号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月1日告示第16号）

この告示は、令和5年6月5日から施行する。

附 則（令和8年3月27日告示第9号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第13条）

利用料

児童の属する世帯の区分	月の区分	利用料金額 (児童1人当たりの月額)
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	毎月	0円
前年度分の市町村民税非課税世帯	7月	5,000円
	8月	6,500円
	その他の月	4,500円
同一世帯で2人以上利用する世帯	7月	1人目は、10,000円 2人目以降は、5,000円
	8月	1人目は、13,000円 2人目以降は、6,500円
	その他の月	1人目は、9,000円 2人目以降は、4,500円
上記区分以外の世帯	7月	10,000円
	8月	13,000円
	その他の月	9,000円

備考

- 1 生活保護法による被保護世帯とは、この事業を利用する日におけるその該当の有無をいう。
- 2 市町村民税非課税世帯とは、この事業を利用する日の属する年度の前年度におけるその該当の有無をいう。

別表第2（第13条）

利用料（長期休業日等）

児童の属する世帯の区分	長期休業日の区分	利用料金額 (児童1人当たりの月額)
生活保護法による被保護世帯	学年始め休業日	0円
	夏季休業日（7月）	
	夏季休業日（8月）	
	冬季休業日（12月）	
	冬季休業日（1月）	
	学年末休業日	
前年度分の市町村民税非課税世帯	学年始め休業日	1,000円
	夏季休業日（7月）	2,000円
	夏季休業日（8月）	6,500円
	冬季休業日（12月）	1,250円
	冬季休業日（1月）	750円
	学年末休業日	1,500円
同一世帯で2人以上利用する世帯	学年始め休業日	1人目は、2,000円 2人目以降は、1,000円
	夏季休業日（7月）	1人目は、4,000円 2人目以降は、2,000円
	夏季休業日（8月）	1人目は、13,000円 2人目以降は、6,500円
	冬季休業日（12月）	1人目は、2,500円 2人目以降は、1,250円
	冬季休業日（1月）	1人目は、1,500円 2人目以降は、750円
	学年末休業日	1人目は、3,000円 2人目以降は、1,500円
上記区分以外の世帯	学年始め休業日	2,000円
	夏季休業日（7月）	4,000円

	夏季休業日（8月）	13,000円
	冬季休業日（12月）	2,500円
	冬季休業日（1月）	1,500円
	学年末休業日	3,000円

備考

- 1 生活保護法による被保護世帯とは、この事業を利用する日におけるその該当の有無をいう。
- 2 市町村民税非課税世帯とは、この事業を利用する日の属する年度の前年度におけるその該当の有無をいう。

様式第1号(第9条)

年度放課後児童健全育成事業(学童クラブ)利用申込書

年 月 日

長柄町長 あて

〒

住 所

保護者氏名

電話番号

次の児童の学童クラブの利用について、関係書類を添えて申請します。

ふりがな 利用児童氏名	性別	生年月日	学校名	新学年
	男・女	年 月 日	小学校	年
かかりつけ医院・病院				
児童の平熱	度			

※長期休業日のみ利用する場合は○を記入し、年間を通して利用する場合は無記入。※

区分	春休み(4月)	夏休み(7月)	夏休み(8月)	冬休み(12)	冬休み(1月)	春休み(3月)
長期のみ 利用						

家族の状況

同居親族氏名	続柄	性別	生年月日	職業	勤務先・電話番号
1		男・女	S・H・R 年 月 日		
2		男・女	S・H・R 年 月 日		
3		男・女	S・H・R 年 月 日		
4		男・女	S・H・R 年 月 日		
5		男・女	S・H・R 年 月 日		
6		男・女	S・H・R 年 月 日		

利用希望	(両親共働きで不在、同居親族が居るが障害や介護を必要とする等)				
児童の健康状態 や性格等	(喘息・アレルギーなど、指導員が参考といたしますので些細な事でも記載をお願いします) アレルギー(なし・あり:)				
緊急連絡先	① 氏名		続柄		電話(携帯・勤務先)
	② 氏名		続柄		電話(携帯・勤務先)

放課後児童健全育成事業に関して長柄町が個人情報を取得することに同意します。(要綱第10条、第13条)

長柄町長 様

年 月 日 氏名

※前年度1月1日に長柄町に住民登録がなかった方は所得証明書を添付してください。

様式第2号(第10条)

長柄町放課後児童健全育成事業利用承認(不承認)通知書

年 月 日

様

長柄町長

申請のありました学童クラブの利用について、次のとおり決定したので通知します。

1 承認

	1	2	3
児童氏名			
利用区分			
利用料金			
備 考			

(注意事項)

今後、利用を取りやめる場合や、申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届出をしてください。

2 不承認

児童氏名	
理 由	

様式第3号(第11条)

長柄町放課後児童健全育成事業利用変更届

年 月 日

長柄町長 様

住 所
保護者氏名

年 月 日付で利用承認を受けた放課後児童健全育成事業の利用について、下記のとおり変更したいので届出ます。

記

- 1 児童氏名
- 2 変更事項

変 更 項 目	内 容
申込書の記載内容の変更 (利用区分、住所、電話番号等)	
利用の取りやめ	年 月 日から利用を取りやめます。 (理由)
利用の休止	年 月 日から 年 月 日まで 利用を休止します。 (理由)

様式第4号(第12条)

長柄町放課後児童健全育成事業利用取消(停止)通知書

年 月 日

様

長柄町長

次の児童について、下記のとおり学童クラブの利用承認を取消(停止)しますので、通知します。

記

児 童 氏 名	
利用承認年月日	年 月 日
利用承認取消年月日	年 月 日をもって利用承認を取消します。
利用停止期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用承認取消(停止)理由	

様式第5号(第16条)

長柄町放課後児童健全育成事業利用料減額・免除申請書

年 月 日

長柄町長 様

住 所
保護者氏名

利用料について減額・免除を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 児童氏名
- 2 申請理由

様式第6号(第17条)

長柄町放課後児童健全育成事業利用料減額・免除決定通知書

年 月 日

様

長柄町長

年 月 日付で申請のありました利用料の減額・免除について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 児童氏名

上記児童の利用料を減額・免除 する しない

2 減額・免除後の利用料の内訳は、次のとおりとします。

(単位：円)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

(注意)

長柄町放課後児童健全育成事業実施要綱第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、減額・免除を取り消します。

様式第7号(第18条)

長柄町放課後児童健全育成事業利用料減額・免除理由変更・消滅届

年 月 日

長柄町長 様

住 所
保護者氏名

利用料の減額・免除について下記のとおり変更いたしますので、届け出します。

記

児 童 氏 名	
減額・免除期間	年 月から 年 月まで
減額・免除理由 変 更 内 容	
減額・免除消滅期間	年 月から 年 月まで
消滅する理由	

様式第1号 (第9条)

様式第2号 (第10条)

様式第3号 (第11条)

様式第4号 (第12条)

様式第5号 (第16条)

様式第6号 (第17条)

様式第7号 (第18条)